○議　長（本間まさよ君）　　次に、子ども、福祉の視点から人権が尊重される共生社会の実現をについて、13番笹岡ゆうこ議員。

（１３番　笹岡ゆうこ君　登壇）（拍手）

○１３番（笹岡ゆうこ君）　　13番、笹岡ゆうこです。今回は、**子ども、福祉の視点から人権が尊重される共生社会の実現を**について、一般質問させていただきたいと思います。

　近年において、社会全体で格差の広がりが深刻化し、一億総不安社会とも言われる中、競争の激化と自己責任論の広がりは大きな問題であると考えています。そして、そういった批判の目はしばしば、子ども子育て分野や高齢、障害福祉の分野といった支援が必要な人々や、社会的弱者に向けられることが多く、今、だからこそ繰り返し人権についての認識に立ち返っていきたいと思っています。

　振り返ると、私が人権教育に触れたのは、中学校、高校の立教女学院のときに、**ハンセン病**の患者の方々についての学びをしたことでした。ハンセン病というのは、90年間、国策のらい予防法という強制隔離政策によって人権をないがしろにされた、大変問題になったものでありました。

そのことについて多感な時期に学んだこと、そして回復者の方とお会いしたこと、そして私が議員になってから、**全生園**という、その回復施設、今保育園と併設されているところなのですけれども、そこにまた視察に参りまして、回復者の方とお会いしたら、それが当時、学生時代にお話に来てくださった方と同じ方だったと、そういうこともありました。しかしながら、ハンセン病については、死んでもなお差別は続くと言われておりまして、あそこの中で埋葬されるというか、そういったこともあるということで、まだまだ続いている問題だとも思っております。

　そして、私の祖父は**パーキンソン病**でありました。在宅で見ておりました。要介護度が５だったので、たくさん大変なことはありましたし、私が学生のころ、どきどきしながら体位交換などもした経験があります。パーキンソン病により何年も全ての自由がきかなくなる中で、命が終わるその瞬間まで、その尊厳というものを感じる生きざまを学びました。

**人が生を受けてから命を全うするまで、等しく人権が保障されて、尊重され、足りないところがあれば支え合い、補い合い、助け合う社会をつくらなければいけないと、そう思っております。**

　日本国憲法第11条において、国民は、全ての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられると定めてあります。

個人の生き方や働き方、属性などの多様化に伴い、生活感や価値観も変容し、ニーズが多様化、複雑化しています。

**一人一人に対して公平で平等に権利を保障し、生活を支える使命がある自治体だからこそ、全ての人にとって優しいまちかどうか、人権と多文化共生社会についての理解とその取り組みをしていかなければいけないと、そう考えております**。

　大きな１番、**本市の人権に対する考え方と、子どもの権利条例制定について**伺います。

　１番、松下市長は、本年10月の選挙のメーンテーマの一つに、子ども子育て応援宣言のまち、ひとりでも安心して暮らせるまちを掲げていらっしゃいました。これらは、これまで邑上市政が進めてきた一人一人を大切にする市政を継承した、大切な施策だと感じています。改めて、松下市長の人権に対する考えを伺います。

　２番目、平成27年の第２回定例会一般質問において、私は、人権教育をもとにしたシチズンシップ教育の推進についてを質問いたしました。そこで**子どもの権利条例の取り組みをするべき**だと訴えました。

**子ども子育て応援宣言にとどまらず、子ども自身が権利の主体であり、一人一人が愛されて、見守られながら成長し、社会の一員として尊重されるべきであるという子どもの権利条約の理念を加えて発信していくことが大切だと思っています**。

子どもの人権に対する市長の考えと、子どもの権利条例制定の可能性について、御見解を伺います。

　大きな２番、**いじめ対策と人権教育について**伺います。

　いじめは、尊厳を傷つけ、自己肯定感を不当に失わせるだけではなく、不登校や、ひどい場合には自殺にまで追い詰めてしまう、あってはならない**人権侵害**だと思います。

平成25年、いじめ防止対策推進法が公布され、本市と本市教育委員会は平成26年に武蔵野市いじめ防止基本方針を策定し、各学校も取り組みをしています。**平成28年に交付された教育機会確保法**、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律でございますが、こちらが公布されて、この衆参委員会の附帯決議には、不登校を問題行動としないこと、またフリースクールの負担を軽減すること、そして子どもと保護者を追い詰めず尊重すること、そういった強い附帯決議をつけて、この法律が生まれました。

　文部科学省が本年10月に公表した問題行動調査によると、全国の小中高校と特別支援学校で2016年に把握したいじめは、過去最多の32万3,808件と、前年度と比べて９万8,676件増で、43.8％もふえています。これにはささいなけんかなども含めた認知件数が増加したという分析もあります。しかしながら依然として、いじめが原因である痛ましい事件が多く起こっています。

また、この調査によると、**不登校の数は過去50年間で割合が一番多かった**と出ております。**2016年の警察庁の統計によると、年間で320人の小中高生が自殺で亡くなっています**。**この原因の統計では、36.3％が学校問題と最も多く**、私たちはこの問題にしっかりと取り組まなければいけないと感じています。

　１番、いじめについて本市の現況と対策を伺います。

　２番、平成29年度武蔵野市教育委員会の基本方針において、人権教育の推進を掲げています。全国でいじめをめぐる深刻な問題が相次ぐ中、改めて教育長のいじめや人権教育に対するお考えを伺います。

　３番目、各自治体の対応について。大津市は、いじめ専門の教師を配置し、いじめの早期発見に取り組むとともに、教育委員会だけではなく、**市長が指揮をとるいじめ対策推進室を配置**しています。

可児市は子どものいじめ防止に関する**条例で、いじめ問題対策連絡協議会を設置**、柏市は**アプリでの匿名の通報する取り組み**、また長野県教育委員会は**ＬＩＮＥによる悩み相談**をしています。長野県のＬＩＮＥの悩み相談は、前年度１年間の電話相談件数259件、これを短期間で上回る3,500件のアクセスがあったと話題になりました。本市でもこれらの取り組みを参考にしたらいかがかと思いますが、御見解を伺います。

　大きな３番目、**障害児支援の推進と児童発達支援センターについて**伺います。

　支援が必要な子どもたちとその家族が地域社会の一員として安心して住み続けられるまちの実現を、より一層推進していかなければならないと考えています。武蔵野市障害者計画・第５期障害福祉計画中間のまとめ案において、誰もが地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくりの推進の一つとして、障害のある子どもへの支援の充実があります。

中でも、**新規事業として、地域療育相談室ハビットの児童発達支援センター化の検討が記載**されていました。増加するハビットの相談件数や、地域子ども館利用の御家族からの厚い信頼を鑑みると、これらは今後も大きな役割を担っていく大切な事業だと考えています。

　そこで伺います。１番、**障害児支援の一層の推進について、市長のお考え**を伺います。

　２番、配慮が必要な子どもの通園施設、こども発達支援室ウィズの利用者は、平成24年で11名、平成28年で17名と、増加しています。施設の方からは、**児童福祉法の人数規定**により、毎日通園することができない利用状態があると伺っています。児童発達支援センター化が実現するとこれらの問題は改善できるのか、見解と今後の課題を伺います。

　３番、利用御家族から震災時の御不安を伺っています。こちらは以前、私が災害時の対策について一般質問させていただきましたが、**みどりのこども館の備蓄対策について、福祉避難所登録も含めた今後の改善の展望**を伺いたいと思います。

　最後に大きな４番、**福祉分野における地域人材の掘り起こし等について**伺います。

　一人一人の人権が尊重されるためには、子ども子育て分野に加え、高齢者、障害者福祉にかかわる人材をふやし、最後まで安心して住みなれた地域で暮らし続けることができるまちであることが大切です。第３期健康福祉総合計画中間のまとめ案、高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画中間のまとめ案において、地域リハビリテーションの視点から、人材の確保と育成を重点的取り組みに位置づけ、**地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）の設置が検討**されているとありました。

　そこで伺います。１番、本市は、いきいき支え合いヘルパーや、シニア支え合いポイント制度など、まちぐるみの支え合いを実現するための積極的な取り組みを行ってまいりました。地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）の設置により、さまざまなレベルでの**地域人材の掘り起こしが見込まれるのか、広域連携はあるのか、多様化し複雑化する個別ニーズへのマッチング機能を見込めるのか**、そういったことの見解を伺いたいと思います。

　２番目、**障害児の移動支援について**伺います。こちらは、ニーズがあるにもかかわらず、なかなか利用できない状態が続いていると伺っています。ガイドヘルパーの担い手をふやすことや、送迎つきの放課後等デイサービスをふやすことなどに対し、対策の現況と今後の解決策について伺います。

　最後に３番目、本年３月から中学校の学習指導要領において、介護に関する記述が導入されるようになりました。また、世田谷区は本年10月に、産官学連携事業、世田谷プラットフォームを発足させ、区内の複数大学と連携し、文化・芸術、地域活性、産業、国際化の４つのビジョンを持っています。本市は武蔵野地域五大学共同事業があり、生涯学習の分野で連携を強めてきました。今後は一層の地域共生社会の実現に向けて、学生に介護や福祉に対しての関心を高めていただけるような取り組みが必要と考えますが、見解を伺います。

　以上で壇上からの質問とさせていただきます。よろしく御答弁のほど、お願いいたします。

○議　長（本間まさよ君）　　この際あらかじめ会議時間を延長いたしておきます。

○市　長（松下玲子君）　　笹岡ゆうこ議員の一般質問にお答えをいたします。

　まず、人権に対する考え方でございます。人権については、日本国憲法や世界人権宣言に基本となるものが記述されており、誰もが生まれながらに持っている権利であり、人種や民族、性別にかかわりなく人間が人間らしく幸せに生きていくために尊重しなくてはならないものであって、誰にとっても大切なもの、守らなければならないものと認識をしています。さまざまな人々が互いに認め合い、支え合うことが大切であり、公平公正な社会、安心安全な社会をつくるための大きな力と考えます。

施政方針でも述べましたが、弱い立場の人でも生きやすい社会は、誰もが生きやすい社会であり、誰に対しても差別なく公平に行政サービスを提供する使命がある地方自治体にとって、人権は、尊重し、守らねばならない重要な責務と言えます。**個人の尊重といった人権の普遍的な精神を大切にする姿勢は今後も継続してまいります**。

　続きまして、子どもの人権について、そして子どもの権利条約等について御質問をいただきました。

子どもの人権については、日本国憲法で保障されているほか、さまざまな関係法令においても規定されています。子どもの権利条約の中では、差別の禁止、子どもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重などが一般原則として重視されており、これらがしっかり保障されることが大切であると認識をしています。

現在、本市には子どもの権利条約（※条例）そのものはありませんが、子どもにとって重大な人権侵害である児童虐待の防止、早期発見、対応を目的とした武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例を制定しているほか、子どもの人権に対する考え方や権利の保障の実効性については、憲法や関連法令に加え、**子どもプランの中にしっかり示されているものと認識**をしています。

市民に対して子どもの権利条約の概念を発信していくことは大切なことだと考えますので、その方策についてはさまざま**検討**していきたいと思います。

そして、条例の制定についても、その実効性など、制定している自治体の先行事例を参考として研究をしていきたいと思います。

　続きまして、障害児支援の一層の推進についての考えでございます。現在策定中の障害者計画・第５期障害福祉計画において、障害児支援体制の充実を重点取り組みの１つとしています。

その中で、乳幼児期、学齢期、青年期などライフステージに応じた**切れ目のない支援が継続できるよう**、関係機関との連携を図りながら、一人一人の子どもの発達段階に応じた総合的な支援体制の構築に取り組むことを掲げています。

**地域療育相談室ハビットを中心として、保護者や保育所、幼稚園などに対する支援を行っていますが、支援を要する子どもの増加、保育施設の増加、支援の認知度の高まり等により、相談件数が増加し続けており、児童発達支援センター化を含め、相談支援体制のさらなる強化を図っていくことが必要だと考えます**。

放課後等デイサービスの整備が一定の成果を見せる中で、スペースや設備、手厚い人員配置を必要とする**肢体不自由児、重症心身障害児等、特別な支援が必要な障害児向けの放課後等デイサービスの整備促進が必要**と考えています。

　続きまして、配慮が必要な子どもの通園施設、児童発達支援センター化が実現するとこれらの問題は改善できるのか、見解と今後の課題についてでございます。**児童発達支援センター化することで、利用者定員をふやすことができ、報酬単価も上がるため、職員体制などの充実につながりますが、利用者負担もふえることや、調理施設を整備しなければならないなど課題もあるため、センター化には十分な検討が必要と考えています**。

　続きまして、みどりのこども館の備蓄対策の改善と福祉避難所登録も含めた今後の展望についてでございます。

みどりのこども館は社会福祉法人武蔵野が指定管理により、おもちゃのぐるりん、地域療育相談室ハビット、こども発達支援室ウィズの運営を行っています。同法人に備蓄品の状況を確認しましたところ、水やビスケット、粉ミルク、おかゆなど、乳幼児用の非常食を中心に備蓄を行っているとのことでございます。福祉避難所は、その性質上、耐震耐火、鉄筋構造に加えて、バリアフリーを備えた建物がふさわしいと考えています。

また、障害者のニーズに応え、障害特性に応じたケアを提供するためにも専門スタッフの配置など、避難所の受け入れ体制の整備について検討する必要があります。このような観点から、課題や問題点を整理した上で、**みどりのこども館の福祉避難所の指定について今後検討を進めていきたい**と考えます。

　続きまして、福祉分野における地域人材の掘り起こし等についてでございます。地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）については、現時点で４つの機能を持たせることを検討しています。

まず、生かす機能として人材の発掘・養成、次に、**育てる機能**としてスキルアップ・就業継続の支援、また、つなぐ機能として就業の支援、さらに、支える機能としての人材の確保に向けた事業所の支援であります。

地域人材の掘り起こしについては、65歳以上の方を対象に、介護支援のボランティア活動に応じてポイントを付与する**シニア支え合いポイント制度**によって、担い手の裾野を広げています。

また、**武蔵野市認定ヘルパー制度**によって、ホームヘルパー等の資格を有しない人でも仕事として高齢者ケアに携われるような仕組みも確立をしています。

また、武蔵野市福祉公社では、介護職員初任者研修修了者が市内事業所に継続して勤務した場合、受講料の８割をキャッシュバックする**ケアキャリア制度**を実施しております。

また、**地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）では、従来から実施してきたこれらの多様な施策を連携させ、総合的に実施する仕組みを検討することで、担い手の裾野をさらに広げるとともに、支援技術の向上とサービスの支援の向上を進めていきたい**と考えております。

　個別ニーズへのマッチングについては、高齢者の介護だけでなく、障害者サービス提供事業者向けの体系的な研修を実施することとしており、その中で、分野をまたぐ複合的な課題にも対応できるようスキルアップを図っていきたいと考えます。

　次に、障害児の移動支援について、対策の現況と今後の解決策についてでございます。移動支援についての利用実績は毎年伸びており、**利用希望者の増にヘルパーの供給が追いついていない**状況となっています。

ヘルパーの不足は移動支援に限らず、福祉人材の育成、確保は障害分野に限らない課題と考えます。**知的障害者ガイドヘルパー養成**は年２回、市内事業者が実施し、市が補助を行っており、今後もヘルパー養成については継続していきます。放課後等デイサービス事業は、平成26年度より施設開設準備補助を行い、着実に施設整備を促進してきており、利用者が年々ふえています。今年度より開設準備補助の対象を見直し、**まだ充足されていない肢体不自由児が利用できる事業所、送迎つきの事業所にシフトしたところ**であります。

　次に、福祉分野における地域人材の掘り起こしの、学生に介護や福祉に対しての関心を高めてもらうような取り組みが必要と考えるが見解をとの御質問です。

本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護や看護に従事する人たちが夢とやりがいを持って働き続けられるような人材確保に寄与することを目的として、平成27年度より**ケアリンピック武蔵野**を開催しています。

この事業では毎年、武蔵野大学や杏林大学などで福祉や看護を専攻している学生に、ボランティアとして運営に携わっていただいていますが、参加した学生からは、大学の講義では学べないような、実際に現場で実践されているケアの事例を共有できて大変感銘を受けたなどの高い評価をいただいております。今後も本市における地域共生社会の実現に向けて、介護や福祉に対する関心を高めてもらえるような生徒、学生向けのさまざまな取り組みを、学校などと連携を図りながら充実、強化していきたいと考えます。

　他の質問に関しては教育長よりお答えをいたします。

**○教育長（宮崎活志君）**それでは、私のほうからは、２番目の御質問ですが、いじめ対策と人権教育についてお答えをいたします。

　まず初めに、本市のいじめの現状と対策を伺うということでございますが、これは大変重要な課題でございますので、少々長くなるかもしれませんが、お答えしたいと思います。

平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によりますと、**本市のいじめ認知件数は82件、小学校62件、中学校20件**でございまして、前年度の41件、これは小学校33件、中学校８件から、２倍にふえております。

最初にお断りしておきますが、この調査はことしから名称が変わりましたので、以前まで、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査だったものが、今回実は、先ほどの教育機会確保法の施行と関係ございますが、不登校を問題行動として捉えないという観点から、名称が変更されておりますので、御注意ください。そういう結果でございました。

　いじめの認知件数が増加した理由として、文部科学省が平成27年度に、いじめの認知に関する考え方を見直したことが挙げられます。例えば、児童生徒がいじめという表現を用いなくても、嫌な思いとか苦痛を感じた場合、また、ごく短期間のうちに解消した場合など、これまでいじめとして捉えていなかった事案についても捉えるようになったためでございます。各学校では、これまではいじめとして捉えていなかったような事案についても、いじめかもしれないという疑いを持って、よりきめ細かい対応をするなど、いじめの未然防止や解決に向けた教員の意識が高まってきており、**本調査における本市のいじめ解消率は100％**となっております。

　次に、本市のいじめに関する対策についてですが、市教育委員会では、いじめの未然防止に向け、平成26年に策定した**武蔵野市いじめ防止基本方針**に基づいて、さまざまな取り組みを実施しております。具体的な取り組みとしましては、**定期的なアンケート調査や、小学校第５学年及び中学校第１学年を対象としたスクールカウンセラーによる全員面接等**により、いじめの早期発見、早期解決に努めております。

また、いじめを発見した場合には、各学校の**いじめ対策委員会で情報共有**を図りながら、市の派遣相談員やスクールカウンセラー、養護教諭等と連携を図り、組織的に対応しております。

また、道徳の時間を初めとし、全教育活動を通じて、相手を思いやる気持ちや規範意識などを育む心の教育に取り組んでおります。市教育委員会では平成26年に**武蔵野ガイダンスプログラム**を作成、配付し、各学校ではこれを活用して、いじめを防止する、望ましい集団づくりを進めております。未然防止にも努めるということでございます。

加えて、各学校でいじめ防止について話し合いを行い、その中で出された子どもたちの言葉を、武蔵野市いじめ防止基本方針、先ほど紹介しましたが、それとともに記されている子どもたちの願いという部分に反映させまして、その**ポスターを改訂**いたしました。教室などに行って、よく張ってあるものがそれでございます。いじめの問題を常に風化させず、子どもたち自身が自分の問題として、いじめをしない、させない、許さないという行動がとれるよう、各学校において繰り返し指導に取り組んでおります。今後も学校や関係機関との連携を一層密にしながら、いじめの未然防止や早期解決を図ってまいります。

　次に、いじめや人権教育について教育長はどう考えるかという御質問でございますが、**いじめは人権侵害であり、生徒指導上の大きな課題であると考えております**。

特にいじめが原因とされる自殺者がいるということについては、深刻に捉えていく必要があると考えております。そのため、先ほど述べたとおり、学校においてはいじめの未然防止や早期発見、早期解決に、引き続き組織的に取り組んでまいります。また、学校において人権教育に取り組んでいくことは極めて重要でありまして、これはもう議員の御指摘になっているとおりでございます。

武蔵野市教育委員会の基本方針の第１、豊かな心や感性を育む教育の推進の中で、筆頭に人権教育の推進を掲げているところでございます。

**教員一人一人の人権意識を高め、教員と子どもたちとの信頼関係を確立し、子どもたち一人一人が互いに尊重し合い、自他を敬愛する態度の育成を図る**とともに、いじめなどさまざまな人権課題の解決を目指し、学校、家庭、地域、関係諸機関が緊密に連携し、子どもたちの望ましい人間関係を育成するよう今後とも努めてまいりたいと考えております。

　最後、３点目でございますが、いろいろいじめ問題の他の自治体の取り組みについても御紹介をいただきました。本市におきましても、いじめの重大事態に対応できるよう、平成24年度より、学校、保護者、関係機関等の代表者をメンバーとする武蔵野市いじめ問題関係者連絡会議を設置しておりまして、いじめ問題に対する具体的な対応策について協議を行っております。大津でということですが、教員の配置につきましては、これは東京都教育委員会が行うため、本市で独自にいじめ専門の教員を配置するということはできませんが、本市では現在、学校ごとに学校いじめ対策委員会を設置しておりまして、これは先ほどお伝えしましたが、教員が組織的にいじめの対応を行っております。

また、各学校にスクールカウンセラーや市の派遣相談員を配置するとともに、教育支援センターにもいじめ等に関する相談窓口を開設し、児童生徒が気軽に相談できる体制を整備しております。

また東京都では、24時間対応の東京いじめ相談ホットラインというのを開設しておりまして、各学校を通じてこのことを児童生徒に周知しているところです。また、議員御提案のＬＩＮＥ等を活用した取り組みを本市独自に行うことは、これにつきましては相談員の確保や、それからＳＮＳ相談への対応スキルの研修等の課題がありますので、今後いろいろ情報を集めて研究してまいりたいと思います。

　以上でございます。

**○１３番（笹岡ゆうこ君）**　　御答弁ありがとうございました。後ろから質問していきたいと思います。

　４番の福祉分野における地域人材の掘り起こし等について、こちらは、地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）、こちらがまだ計画段階でございますので、要望になるかと思いますけれども、これからはやはり**個別ニーズへのマッチング機能、それらをコーディネートするということが本当に大事になってくる**と思っています。

多様化する個別ニーズにどこまで対応できるのか、そしてそのマッチングとかコーディネートさえうまくいけば、きっと回るものがあるのではないかなと思っております。

それは例えば障害児の移動支援にも言えるものでありまして、市長は障害児の移動支援が少ないというところを御存じかと思いますけれども、やはりこの移動支援のガイドヘルパーさんは、決まったところで、決まった方々とマッチングしてあるということで、**新しく小さなお子さんが事業所に申し込むと、次、何年もかかると、いつ回ってくるかわからないよと言われるそうです**。

こちらは私がこの一般質問を出し終わった後の、障害児・者の親の会の構成員会での懇談会でも出てきた話でありました。

ですので、こちらはやはり、放課後等デイサービスが約３倍にふえてきておりますが、そこの間の移動とか、そういった部分の人材がいなかったらば、全部お母さんが出動しているという現状ですので、こちらは何とかならないか。

この地域人材の裾野を広げていってくださるというお話ですので、こちらをどう回して――回してというのは、うまく配置をしていくかといったことが大事になると思いますので、**地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）については大変期待したい**と思っておりますので、こちらのマッチングとかコーディネートについて、ぜひ進めていっていただきたいなと要望いたします。

　みどりのこども館等の福祉避難所化については、やはりいろいろ課題はあるかと思いますけれども、私が前回一般質問したときの障害児等の災害のときの対応について、**この当該の御家族たちも災害時にどうしたらいいのか全然わからない現状**でした。

**どうせ普通の避難所に行ってもきっとなじめないだろうとか、きっとすぐ車中泊になってしまうだろうということで、どこを拠点にして、例えば救援物資をもらいに行ったらいいのかとか、そういったこともわからずじまい**でした。

ですので、ふだん通っているみどりのこども館、ウィズとかで、お母様が迎えに来るまでは見てくださると思うのですけれども、**現状、布団がない**ですし、そういった部分で**備蓄の改善をしていくすべがあれば、最善を尽くしていっていただきたいと**、こちらも要望したいと思います。

　いじめの人権教育について、質問させていただきたいと思います。先日、第一小学校の音楽会に行きました。教育長と部長はいらっしゃったかなと思うのですけれども、非常にいい雰囲気で、子どもたちが楽しくて体が動いてしまうという姿を見て、非常にいいなと、少し心が温まるような感じで、学校の雰囲気がいいのだなというふうに感じまして、とてもうれしかったです。

しかしながら、**私は武蔵野育ちでございますが、私の親族、いじめを経験して、不登校になりました**。結局小学校の卒業式も出られなかったです。

今までこれは別に言わなかったのですけど、議員になってから言っていないのですけど、やはりそれは乗り越えるのに非常に時間がかかると思うし、多分ずっと傷になっていることだと思うのですけれども、そういうことを周りで**経験した人というのは、なかなか声に出しづらい**のかなと思いましたので、今回一般質問させていただきました。

　人権教育については一番大事なこととして位置づけてくださっているということで、非常によいことだと思っております。そして、このいじめの認知件数に関しても82件ということですが、解消率が100％ということで、今のところ、程度はちょっと私はわからないのですけれども、重大にならないようにしていく努力がされているということで、これからもそうしていただきたいなと思っております。

　**このいじめの問題について一般論として私が考えますのは、かかわる全ての大人が本気を出さない限りはなかなか解決できるものではないと思っています。**

それは子どもが理由であるとか、被害の子どもも加害の子どもも、その子たちがいけない、難儀な問題がある、そういったことだけではなくて、やられているほうの子どもに問題はないと私は思っておりますけれども、**個人の問題ではなくて、これは全体、言ってみれば社会全体の問題だと思っています**。

　欧米では、社会や集団の中で自己のあり方をどのように形成していくか、自分はどうあるべきか、子どもたちが連携して抑止力をつくり出すことも必要としている、これはつまり、市民性の育成に一番力を入れているということでした。私もこれが本当に大事なことだと思っています。

**以前一般質問で人権教育に基づくシチズンシップ教育を推進してほしいと申し上げました**が、これはまた最初の子どもの権利等も重なってきておりますけれども、子どもを地域で育てる、そういったことに通じてくる視点だと思っています。

**人権を有する子どもに主体を置いて**、社会の構成員として捉えて、その中で社会をどうしていくべきか、自分はどうあるべきか、これはまた排除という価値観の反対の社会的包摂とか共生とか、そういった部分にかかわってくると思いますので、武蔵野は市民性を高める教育を始めるとおっしゃっていますが、こちらの関連性とか、もし教育長、お考えがあれば、伺いたいと思います。

**○教育長（宮崎活志君）**　　今、笹岡議員がおっしゃったように、この人権教育というものは、いじめの問題が今一番大きな課題になっているかなと思いますけれども、これはやはり大人が本気で取り組まなければいけないと、もうこれはそのとおりでございまして、小・中学校ともに解消率100％なのです、28年度統計になってしまいますけれども。

現在というのはこれからわかるところですが、それは、ある意味では、そうした本気になって、子どもたちのちょっとしたああいうことは**よくあるんだよみたいなことで通り過ぎないで**、きちんとそこにとどまって、子どもたちの状況をよく見て、聞いて、そしてそのいじめというものを解決していこうという努力がされている結果だなというふうに思います。本当に、その点では学校に対してありがたいなと思っています。

　さて、その中で、先ほども欧米の市民教育についての御紹介がございましたけれども、市民科については、市民科といいますか、市民性を高める教育をずっと、ここ何年か、武蔵野市の教育委員会ではそれを掲げておりまして、それは一種のシチズンシップ教育であり、それの武蔵野版と考えていいものを想定しながら進めていただいているところです。

そして現在は、これは小中一貫教育のような形をとろうが、小中別にやっていくこれまでの教育を進化させるにしても、そうした**武蔵野市の問題というものをフィールドにして、そしてそこから広く市外にも、世界にも広がっていくような市民性を育てていくような、そういう武蔵野市民科のような教育活動ができないかということで、それも今現在、委員会をつくって研究している**ところでございます。

　先ほどおっしゃったように、ことしは児童の権利に関する条約が我が国で発効して23年ぐらいになるわけでございますが、ここでは、先ほど市長からもお答えありましたように、大切な点は、**子どもたちは守られる存在ではなくて、権利の主体である**と、そういう見方に大きく転じたというところが、この児童の権利条約で一番重要な人権的観点だったわけでございます。

そうした場合、やはり権利の主体として、その責任を果たし、そしてまたその責任を負いながら市民として成長していくにはどうしたらいいかということは非常に重要な課題でございますので、今回御質問いただいている人権尊重の教育、人権教育といったものと、そして子どもたちの人権をどうするか、そしてそれを市民を育てる教育の中でどう扱っていくかというのは非常に重要なものとして考えておりますので、今後ともそういった観点を忘れずに教育課程の検討を行ったり、各学校における教育実践を進めていただくようにお願いしていこうと考えております。

**○１３番（笹岡ゆうこ君）**　わかりました。同意いたします。私が、かかわる全ての大人が本気を出さないと解決できないというふうに申し上げたのは、もう一つには、例えば担任の先生のせいだとか、校長先生のせいだとか、そうしてしまうと、やはりどこか**保身になったり**、そういったことがあるし、私はそれはちょっと違うのではないかなと思っています。

その責任とか、そういった部分を追及することも大切ではありますが、もっともっと複雑で、絡み合っていて、本当に、例えば保護者とか先生たち、あと教育委員会の方々、地域の方々、そういった方々が本気にならないと解決できないことなのだなと身をもって感じておりますので、そこはその旨やっていただきたいと思っています。

　そして、子どもたちに関しては、多様性を重んじて、自分と違う人たちが世の中にはたくさんいて、その中で意見がどんどん、違うと思うのですけれども、ではどこに着地するのかな、多様性の中でどう解決するのかな、そういったところもぜひ学びの中でやっていっていただきたいと要望いたします。

　そして最後に、１番の、市長に対してもう一度伺いたいと思います。私、松下市長が、子ども子育て応援宣言を掲げて、子どもに優しいまちをつくるのだというふうにしてくださったのは、本当にすばらしいことだと思っています。今まで武蔵野市は、高齢者の方に優しいまちではないのですかとか、そんなふうに言われておりましたので、そこで現に子育て中の女性の市長がそういったふうに大きく旗を掲げてくださる、そういったことは本当に、どれだけお母さん方の勇気になったかなと、そう思っております。

　そこで、子どもの権利について、今後どうしていくかは研究するというふうなお答えがありました。

ちょっとここで、**私がこの施政方針を読んで思いましたのは、子どもにとって優しいまちは、みんなに優しいまちである、これはまさにユニバーサルデザインの観点で、非常に大事なことだと思っておりますが、ここで私が申し上げているのは、そこに、子どもが権利の主体であること、そして社会全体で子どもを育てること、そういった理念を載せていただきたい**、そういったことです。

これは、例えば2010年、国連の子どもの権利委員会が日本政府に対し、子どもを権利の主体として捉えるべきだ、権利を有する人間として尊重するべきだ、こういったような勧告があります。

そして、**堀尾輝久東大名誉教授**、こちらは、「**子どもは人間であり、成長、発達し、我々を乗り越えていく可能性を持ち、尊厳に値する。と同時に、今日の新自由主義的な競争と評価の中で、点数、序列という色めがねで見がちなことを反省しなければいけない。子どもの権利は全ての人権のベースになるものである。それがない子どもが大きくなって人権といっても、内容がなくなってしまう」**、そういったふうにおっしゃっています。

ですので私は、この子どもの権利については、**子どもが権利の主体であること、この概念については自治基本条例に載せていただきたいと以前申し上げました**が、こちらは**子ども子育て応援宣言に載せて、新市長が発信することが一番ふさわしいのではないかなと、そう思っております**が、いかがでしょうか。

　そして、今後の自治体において一番大切になる姿勢はソーシャルインクルージョンだと思っております。

きのう、市長のお子さんが私学に通っていることについて触れられましたけれども、私はこれは、断じてそういった指摘に子どもを巻き込んではいけないと、そう思っています。

なぜならば、これは**排除の考え方である**と思います。例えば御両親を市外の高級老人ホームに入れたらば、特養のことは語ってはいけないだとか、あとは市の職員の方々が市外に住んでいるのだったら、そんなことはだめだとか、そういったことと何ら変わりがない。

そしてそれよりも、子どものことに関して、**子どもは権利の主体であって、社会の構成員として尊重されるべき、そしてその選択も尊重されるべきもの**であります。

そういった中で、何ていうのでしょうね、そういうふうなことが出てしまう、考え方がこの場で出る、そういったことは私は本当に問題だと思っています。

それよりも、**社会的包摂をどのようにつくっていくか、それをみんなで考えていって、一人一人の選択を尊重していく、そして足りないところを補っていく、そういった武蔵野にしていきたいと思います**ので、ぜひとも、この子どもの権利、子どもが権利の主体であって、社会全体で子どもを育てるものであって、一人一人を愛して、見守られながら成長していって、本当に一員として認めよう、この姿勢を子ども子育て応援宣言に載せて発信していただきたいと切に願いますが、御見解を伺いたいと思います。

○市　長（松下玲子君）　　笹岡ゆうこ議員の再々質問にお答えをしたいと思います。先日の代表質問の中でも子ども子育て応援宣言について実体化すべきであると、山本議員からも御質問をいただきました。

そもそも選挙のときに子ども子育てを前面に出すことについて、市民の方からさまざまな反対の御意見もあり、武蔵野市は高齢者に優しいまちこそ先頭に掲げるべきで、子どもを持ってくるとは何事だと多々御指摘をいただきましたが、それでも私はこだわって、子ども子育て応援宣言のまちを先頭に掲げたのにはやはり理由があり、それは子どもが、今、笹岡議員がおっしゃったように、決して子育て支援は子どもを育てている親や保護者のための支援ではなく、社会全体として支援をしていく、未来への投資であるということ、これは高齢者の方にも無関係ではないということを、しっかりと選挙を通じてもお示しをしたいと思い、公約に掲げ、そして今回の施政方針においてもしっかりとお伝えをしたいと思い、**今後４年間で取り組むべき重点的な課題**として捉えているところでございます。

　先日もお答えをしましたが、ではどうやって宣言をするのかとか、どうやって実体化をしていくのかという個別具体的なことにつきましては、また今後、**長期計画の中での策定も必要**になってくるかと思いますし、全庁的な議論が必要になってくると思いますので、しっかりと議会の皆様とも、そして市民の皆様とも議論を行って、どうしたら名実ともに子ども子育て応援宣言のまち武蔵野を実現できるか検討をしていきたいと考えます。

　そして、子どもの権利についてもやはり同様でございます。**子どもというのは決して、我が子も含めて、親の付属物ではございません**。**権利の主体であるという認識を持っています**。

その上で、実際に子どもの権利条例の制定や、また、御指摘のありました子どもの権利を自治基本条例に含めることについてなども、まずこちらは自治基本条例懇談会での議論が行われておりますので、その結果としての骨子案を待って、検討したいと思いますし、子どもの権利条例の制定についても、制定している自治体の先行事例を参考として、しっかりと研究をしていきたいと考えます。

　以上です。

**○１３番（笹岡ゆうこ君）**　　ありがとうございました。今後どうしていくかは検討するというようなお答えかと思います。私が質問いたしました子どもの人権とか人権教育とかに関して、これは、前もやりましたけれども、人権教育と、やはりシチズンシップ教育、その感覚というのは本当に表裏一体というか、そういったものだと思っております。

社会全体で子どもを育てるとか、子どもだけではなくて、ではコミュニティの中で自分はどうあるべきかとか、自分の力をどう発揮しようかとか、そういったことというのは人権の感覚がベースにありまして、そこから平和とか共生とかシチズンシップとか、そういったものがつくられていくものだと思っています。

**その本当の根底にあるものが子どもの権利だ**と、そう思っておりますので、つまりは、例えば待機児の問題で、その他施設がなかなか開設ができない、そういった問題も、これはこういったことを考えて社会的包摂で捉えていくと、だったら社会の中で何が必要なのか、どうしていくべきなのか、そういったふうに考えることはできるのではないかなと、そう思っています。多様な意見が、利害関係がある中で、どこに着地していくのか、何が必要なのか、社会で子どもを育てなければいけないのではないですかと、こういうような働き方で、私は、子ども子育て応援宣言にふさわしい自治体にしていくべきだと思っておりますので、**どうか松下市長においては、この、少し厚みを帯びた理念を発信していただきたいと要望いたします。**

　以上です。

○議　長（本間まさよ君）　　暫時休憩いたします。